

新大綱策定会議メンバーからの提出資料

第13回新大綱策定会議 資料2について

専門委員 浅岡美恵

1、「今後10年程度を一つの目安とする」ということと、意見分類Ⅱ、及びⅢについて

資料2は、「今後10年程度を一つの目安とした期間における我が国の基本方針を示すべき」とするものであるが、意見分類Ⅱの「低減させ」る期間やⅢの「一定の期間」とあるのが、この「10年程度」と関係すると想定されているのであろうか。

すべての原子炉が今春には停止することが見通されている状況で、今後10年程度の新増設の利用のレベルについての選択肢は、「再稼働」と「新増設」、「リプレース」にかかる問題である。また、高経年炉は40年をもって廃炉とすることを原則とすることは既に政府の方針であり、少なくとも、40年廃炉を前提に議論すべきである。再稼働時においていまだ40年に至らず、安全が確認されたとして再稼働に至るも、今後10年程度のうちに40年を迎える炉がありうる。即ち、意見分類Ⅱにおいては、今後10年程度のうちに新増設あるいはリプレースを予定するものと、今後10年程度のうちに新増設を予定しないものがありうる。意見分類Ⅲの「一定の期間」とあるのも10年を超える想定であらうから、結局のところ、意見分類ⅡとⅢの違いの実態は、新増設あるいはリプレースを予定するものがⅡ、これらを予定しないものがⅢとなる。

2頁の「なお書き」で、新増設、リプレースの可否は当面、当委員会での議論から除外するかの記述があるが、実際には選択肢の論点は新増設、リプレースの可否にあることを見えなくした分類となっているが、この選択肢の違いは、政策課題領域での課題の違いとなって現れるため、分類において明確にすべきである。

2、政策課題領域（2）：国民との信頼の醸成のあり方について

(1)「国民との信頼の醸成」が冒頭に掲げられているのは、「発電の利用を受け入れていただく」即ち、「再稼働を受け入れることへの国民の信頼の醸成」である。

それは安全性の確保が前提であり、原子力委員会として安全の確保にも関与するとすれば、将来事故があったときに「想定外」とすることのないよう、小さなリスクも徹底検証し、保証するということになる。

そうであれば、国及び事業者による「正確かつ十分な情報の迅速な開示」だけでなく、

- ・新安全基準の設定、適合性の確認、検査の適合化等原発の安全性確保への信頼、
- ・原発の運転に国民の声が反映する仕組み

の導入が不可欠である。

こうした意見は繰り返し、他の委員からも発言されている。

(2)「原子力発電に関する教育」を「信頼醸成」のために加えるのは適切でないので、削除すべき。

環境・エネルギー教育全般で見れば、特殊技術の原子力だけ重点的に教育することにはならない。

また、福島第一原発事故前の教育がまさにそうで、原子力のリスク、被害について「想定外」あるいは過小評価のまま、安全、安価という根拠に乏しい教育を、教育行政と原子力推進勢力が一体となって行ってきた。こういうことは二度と繰り返さないための、国民への情報提供、学習のあり方を問う視点が、信頼の醸成以前の、課題として必要である。

3、政策課題領域（3）：原子力政策を事業者、立地地域と共有していくための課題 について

- (1)原発の稼働に関して、事業者、地域の「立地地域」を、事故の影響が想定される少なくとも30km圏内の地域とし、それらの市町村の権限のあり方
- (2)さらに、それらの自治体が属する都道府県知事の権限のあり方が、まず重要。

#### 4、政策課題領域（4）：安全規制行政の抜本的強化

- (1)廃炉及び放射線廃棄物管理にかかる安全規制体制は分類Ⅰ、Ⅱ、Ⅲにおいても必要。

安全規制行政は、推進行政機関との完全な独立が必要。原発に批判的な専門家を加えた第三者機関、安全性や安全性への投資状況を検証し、ステークホルダーに公開する必要があることを、これまでも委員が発言している。

バックフィットを繰り返し、安全基準に満たない可能性のあるものについては、容赦なく停止、場合によっては廃炉させるルールとそれを実現する運用が必要。

#### 5、政策課題領域（5）事業者が安全性、信頼性を継続的に向上させていく体制

- (Ⅰ)この項に列記されていることの前に、まず重要なのは、国の安全及び情報開示に関する規制を強化整備し、これに対する遵守を確認できる仕組み、体制を整備することである。
- (2)次に、事業者の情報開示の実施とその検証の実施
- (3)事業者と少なくとも30km圏に位置する自治体とその都道府県との間でのこれらの実行に関する協定を締結し、実施していくことなくして、信頼関係を作り出すことも、向上させることもできないであろう。

#### 6、政策課題領域（8）：放射性廃棄物管理・処分のシステム

「出口がしっかりしていなければ入口をもっと小さくしていく」（発電量を減らし、廃棄物発生量を減らす）べきとの意見が出されていたが、反映されていない。制約要因として記述すべき。

#### 7、政策課題領域（10）：国際的取組みのあり方 について

原発輸出は、核拡散の観点だけでなく、対応困難な環境リスクを途上国に持ち込む問題がより身近で現実的な問題である。

## 2012.2.7 新大綱策定会議提出資料（1）

「日本原燃による六カ所村の再処理事業の事業継続可能性について」

金子 勝

前回の新大綱策定会議において、電気事業連合会の委員から、「再処理事業は国策として進められてきた」、また六カ所村の再処理工場は「1 月中にアクティブ試験に入る」と、まもなく稼働できるかのような意見が出されました。しかし、1 月 31 日に、ガラス固化溶融炉で、またトラブルが起きて、まだ時間がかかると報道されています。おそらく稼働しても想定する稼働率が実現できるとは思われません。20 年以上にわたって六カ所村の再処理工場が「稼働」していない状況下において、このようなトラブルの発生はさらに国民負担がいくらになるか分からず、極めて深刻な事態になっています。にもかかわらず、なぜ議題から外されているのでしょうか。

その一方で、私からの提出資料（新大綱策定会議第 11 回資料 5）の質問部分に対する回答が、第 12 回会議で提出されました（新大綱策定会議第 12 回資料 5）。先回も簡単に意見を述べましたが、改めて以下の点についてお答えいただければ幸いです。

1. そもそも 2010 年 3 月末まで公表されていた日本原燃の有価証券報告書が、なぜ福島第 1 原発事故が起きた直後の 2011 年 3 月末から公表されなくなったのか。法的な義務とは別に、広く国民への重要情報の開示という観点から理由が書かれていません。改めて理由をお聞かせください。

2. 申請時に 7600 億円であった建設費が約 2 兆 2 千億円に膨らんでいるとすると、差額の約 1 兆 6 千億円はどのように調達されたのかが、この答では依然として不明です。以下の点についてお答えください。

1) 電力各社が債務保証している日本原燃の借入金 1 兆 252 億円の借り入れは、電力料金に上乗せされる再処理料金に含まれていないとすると、これは現時点で「バックエンド費用」に含まれていないと考えてよいのでしょうか。

●もし、そうであるならば、いずれ電気料金に上乗せされることとなりますが、どのような手続きをもってなされるのでしょうか。教えてくださいますか。

●そもそも、国が決めた方針に基づいて事業計画を行っていて成り立つはずの事業であると金融機関に評価されているならば、債務保証は必要ないはずですが（例えば、DBJ は「有担保」の貸し出しになるはずですが）、なぜ金融機関が（電力会社に）債務保証を求めてきたのでしょうか。稼働する見込みがない再処理施設等に担保価値がないと、金融機関に評価されたからではないのでしょうか。理由をお聞かせ下さい。

2) 日本原燃の再処理料金前受金はバックエンド費用にカウントされているのかとの質

問に対して、「カウントしています」との回答がありました。ご指摘のように、現状の「前受金」が「バックエンド費用」に含まれているのは当然です。私が聞きたかったのは、電気料金としてすでに徴収済みであるのか否かという点です。金融機関からの借入金を除く建設費増加分の 6 千億円弱は、再処理料金にすでに組み込まれていると考えてよろしいのでしょうか。もし徴収済みであるとするならば、いつどのようにして電力料金に組み込まれたのか、具体的経緯をお聞かせください。もし徴収済みでないとすると、その部分は「バックエンド費用」には入らないこととなりますが、今後、電力料金の再処理料金に上乗せされることになるのでしょうか。

●この「前受金」という会計処理は極めて不透明です。まずは当初 7,500 億円の建設費前提でも「前受金」をもらう必要があったのか、「前受金」がいつから何のために発生したのか、お聞かせください。

●2010 年 3 月期までの日本原燃の有価証券報告書を見るかぎり、毎年のように、前受金は 700 億円程度取り崩されていますが、現状の事業進捗率と前受金の残額から見て足りると予測しているのでしょうか。後述するように、2011 年 3 月末に日本原燃は（おそらく資金不足で）増資をしていることに関連しての質問です。

●今後、さらに再処理の稼動が遅れた場合等、前受金が増加するような場合（設備改良費や操業費の増加などによって）があるのでしょうか。その場合は、その増加分はやがて電気料金に上乗せされることになるということでしょうか。

3) 原燃が 2011 年 3 月期に 4,000 億円の増資をしています。当初計画での不足金を増資という形で電力会社からお金を集める必要はなぜおこったのか。もし再処理事業の想定が正しいのであれば、法律に基づいて前受金や積立金が正当に取り崩されている状態で、なぜ資金が不足するのでしょうか？理由をお聞かせ下さい。

●増資に関して、もし電力各社が内部留保で増資を引き受けたとすれば、新たに生じている国民負担を隠していることとなります。総括原価主義でコストを乗せられる準公的企業であるはずの電力会社がとるべき行為であるとは思われません。既に電気料金という形で再処理料金を徴収しているにもかかわらず、電力会社が自己資金を使って増資を引き受けているとすれば、なぜこのような複雑な手続きをとる必要があったのかが理解できません。

3. 「2003 年 11 月 11 日の総合資源エネルギー調査会電気事業分科会小委員会で、電気事業連合会が出したバックエンド事業の総費用 18.8 兆円」と、「2004 年 10 月 22 日の原子力委員会の新計画策定会議での試算にある、全量再処理した場合は 42.9 兆円、直接処分のケースは 30～38.6 兆円」との差は、前者が六カ所村の費用だけで、後者は「第二再処理の操業費用やウラン調達費用が含まれる」と説明されております。ということは、後者は六カ所村が再処理する使用済核燃料の想定量 3.2 万トン（40 年間）では不足しているとの認識に立っていると考えられます。原発の新規建設をなくし、既設原発の廃炉期限を 40 年間と

した場合、いくつかの既設原発をどのくらいの稼働率で動かせば、六カ所村における使用済核燃料の再処理量を満たすと考えられるのでしょうか。現時点でのお考えをお聞かせください。

4. 海外からの返還高レベル放射性廃棄物の管理費用が1億2300万円/本であると説明されております。もし稼働しない場合、あるいは仮に稼働した場合でも稼働率が低い場合、海外からの返還高レベル放射性廃棄物の比率が増えますが、それは再処理費用を高めることになりはしないでしょうか。

- 1) 六カ所の再処理施設において処理される3.2万トンのうち、国内で再処理される量と海外からの返還高レベル放射性廃棄物の比率はどのように設定されているのでしょうか。
- 2) 国内における再処理工場の稼働がさらに遅れたり、稼働率が確保できなかつたりして、海外からの返還高レベル放射性廃棄物が増えていけば、貯蔵段階における海外分が増えていき、コスト増加につながると考えられます。その部分のコストはどのように処理されるのでしょうか。また現状で貯蔵プールはどの程度の割合で満たされ、その内訳（返還分）を教えてください。
- 3) セラフィールドもやがて閉鎖し、フランスでの受け入れも減るので、今後、海外からの返還分は増えないと考えてよろしいのでしょうか。しかし、その場合、国内で稼働しないと、ますます使用済核燃料はたまっていくだけになりますが、そのことはどう考えているのでしょうか。

5. 再処理等費の引当金は、使用済核燃料が発生するとともに生ずる部分（将来発電分）があるので、原発の稼働率が低下すれば、自動的に（日本原燃の）収入が低下してくるので、やがて六カ所村の再処理工場は経営的に成り立たなくなり、引当金の不足が発生する構造になっているのではないかと、との疑問に対して、将来的に「再処理予定数量である約3.2万トンに相当する使用済燃料等引当金が積立てられれば、引当金不足にはなりません」との回答でした。

- 1) 福島県知事が求めているように福島第1第2原発の10基を廃炉にし、この他に現在40年を超えた原発2基（敦賀1号機、美浜1号機）、今後5年前後で40年を超える原発6基（美浜2号機、美浜3号機、高浜1号機、高浜2号機、島根1号機、玄海1号機）が廃炉になった場合、合計18基になります。また東海大地震（東南海、南海の三連動地震）の可能性が非常に高まっている浜岡原発3基を含めた場合は21基になります。さらにマークI型格納容器を持つ沸騰水型原発（改良型も含む）で上記に含まれない東北電力東通原発1号機、女川原発1号機、2号機、3号機、志賀原発1号機、島根原発2号機を廃炉にした場合、合計27基になります（もちろん、これ以外にも、活断層があったり、大震災で被災したりした原発も多く、新しい安全基準が設けられた

場合、それに耐えられるかどうかわからない原発もあり、これより増える可能性が高い)。将来的に、再処理等費の引当金収入は大幅な減少を免れないと思われます。

こうした事態が発生したのは、そもそも申請時から 20 年たっても再処理工場が稼働せず、今後も明確な見通しが立っていないためです。つまり、再処理事業が失敗を続けている間に、多くの原発が老朽化してしまい、さらに福島第 1 原発事故が起きて計画策定時に想定していた状況と全く違ってしまったのです。事業の見直しか、新たな国民負担なしには事業それ自体の継続可能性はないと考えられます。

2) 上記のケース (①40 年廃炉だけのケース、②浜岡原発を含めたケース、③マーク I 型格納容器を持つ沸騰水型原発を含めたケース) で、どれだけの引当金不足が生ずるか、原発の新規建設ナシと建設中 (大間原発と島根原発 3 号機) を稼働させた場合に分けて、引当金不足額を出して下さい。

3) 補足的に、日本原燃の取引先から見てみましょう。東京電力が 37%、関西電力が 20%、九州電力が 10% を占めております。東京電力の場合、福島第 1 第 2 原発に加え、活断層を見逃し、中越沖地震で深刻な打撃を受けた柏崎刈羽原発が、新しい安全基準に基づいて必要とされる安全投資にどこまで耐えられるかわかりません。関西電力の場合、高浜原発 (4 基)、美浜原発 (3 基)、大飯原発 (4 基) という若狭原発銀座を抱えていますが、ここは活断層が集中しており、かつ老朽原発が多くあります。しかも 30 キロ圏には関西圏の水源の琵琶湖を含み、京都市も近い。どう見ても、その全てを動かせるとは思われません。さらに玄海原発、川内原発を持つ九州電力は、「やらせ」問題をはじめガバナンスが崩れた企業です。こうした点からも、将来的に引当金を積み立てられるかどうか、見通しは暗いと考えられます。

4) つぎに、2 の問題ともかかわりますが、現行の事業計画で前提とされる 3.2 万トンを満たすには、当初、何基の原発をどのくらいの稼働率で動かすことを前提にして事業計画を立てていたのでしょうか。もし、現時点において原発の新規建設ナシで 40 年廃炉を前提にすると、その事業計画をどのように変更すべきと考えているのでしょうか。あるいは、いくつの原発の新規建設を必要だと考えているのでしょうか。新大綱策定会議の議論にとって本質的な問題です。お答えいただきたいと考えています。

**6. MOX 燃料加工費 3.7 兆円については、「MOX 燃料を装荷した後、燃焼に応じて燃料費として電気料金に計上されています」とし、その価格は「割引率 3% の場合で 0.07~0.15 円/kWh 程度」としています。**

1) これは、一般家庭の電気料金に直すと月額いくらになるのでしょうか。企業向けに乗せない場合と乗せた場合に分けて明示して下さい。

2) 当初、MOX 燃料を使用する原子炉を何基と想定していたのでしょうか。少なくとも福島第 1 原発 3 号機の廃炉が決まり、また停止中の原発で MOX 燃料を使用している原子炉もあります。現在、プルサーマルの前提となる原発基数の算出根拠について、

当初の想定と比べてどの程度足りなくなっているのでしょうか。

7. 以上見てきたように、20 年以上にわたって六カ所村の再処理事業が失敗を重ねたために、建設費の大きな膨張、多くの原発の老朽化という事態が生じました。そこに深刻で重大な福島第 1 原発事故が起きたために、再処理工場の建設計画時と大きく状況が違ってしまいました。

電気料金引き上げは経産省令のできるもので、長期間にわたって利用者負担を薄くして、いずれ料金に乗せていけばいいという安易な「経営」姿勢が事業失敗の大きな原因になっていると考えられます。今回も、原子力委員会新大綱策定会議での議論を軽視して既成事実化を図るために、アクティブ実験を「強行」しようとしてまた失敗しました。新たな国民負担を求めるか否かを含めて、事業計画の根本的な見直しと事業会計の透明化が不可欠です。新しい状況に対して明確な経営的見通しもなく、事業を続けることは傷を深くし、将来的に国民に大きな負担を押し付けることになるからです。改めて、国民負担と事業の継続性について透明性ある手続きを作成することを求めます。

## 2012.2.7 新大綱策定会議提出資料（2）

金子勝

### （1）新しい原子力安全規制体系と組織変更について

1. この間の原発事故に関する真摯な総括に基づいたものであるとは考えられません。総括原価主義に基づいて国民から自動的に得られる利益（電力料金収入）をもとに、天下りを受け入れ、政治献金、あるいは研究費や寄付を配分するシステムが、相互に馴れ合いを生んできました。新しい組織だけを作っても、ただ衣替えをただけでその体質を温存して、再び事故を起こす原因となります。この案は「仏造って魂入れず」の典型です。
2. この間の報道は、その危険性が現実であったことを裏付けています。いくつかの報道を挙げておきます。

●斑目春樹委員長をはじめ原子力安全委員会は、臨時委員を含む3割近くの24人が2010年度までの5年間に、原子力関連の企業・業界団体から計約8500万円の寄付を受けていました（朝日新聞2012年1月1日付）。

●原発立地自治体に電力会社が出した寄付金総額が1600億円以上に及んでいます。原子力委員会の新大綱策定会議においても、利益相反になる立地自治体しか参加しておらず、被害だけが及ぶ周辺自治体の代表が加わっておりません（NHK2012年2月6日付）。

●原子力委員会新大綱策定会議のうち学者3名に、原発産業からなる日本原子力産業協会から1800万円の寄付がなされていると報道されております。この他にも、本会議において、電力事業者、原発を製造する電気事業者、原子力関連独立行政法人、立地自治体首長、大口利用者など、利益相反の疑いが濃い委員の比率が異常に高く、会議の中立性に疑いが持たれています（朝日新聞2012年2月6日付）。

3. まず新機関設立の前提として、斑目委員長をはじめ原子力安全委員会の責任を問い、辞任させることが不可欠です。現実には、むしろ逆に、原子力安全委員会の原子力安全基準・指針専門部会は、第12回地震・津波関連指針等検討小委員会を開き（1月30日）、原子力施設等防災専門部会・防災指針検討ワーキンググループが安全基準などについて会議を開いております（1月31日）。そもそもSpeediを隠したり、メルトダウンしていたことを2カ月後に発表するのを放置していたりした人々に、安全を語る資格はありません。こうした事態が国民の不信を招いているのです。

<http://www.nsc.go.jp/senmon/shidai/jishin/jishin12/jishin-si12.htm>

[http://www.nsc.go.jp/senmon/shidai/bousin/bousin2012\\_12/bousin-si012.htm](http://www.nsc.go.jp/senmon/shidai/bousin/bousin2012_12/bousin-si012.htm)

4. 本来、利害関係者は、参考人として呼ばれることはあっても、委員になるべきではありません。現状の委員構成を見ると、本会議を含めてプレイヤーがレフェリーを兼ねている異常事態が続いています。こうした「馴れ合い」が事故を生むのです。新しい機関が国民から信頼されるには、原子力利害関係者および利益相反に当たる者は原子力安全

調査委員、審査専門委員などになれないという禁止規定を設けるべきです。そうでなければ、「規制と利用の分離」は実現されません。

5. 新しい機関の「独立性」を保証するためには、事務局および委員の原子力関連企業および機関への天下り禁止規定を設けるべきです。

## (2) 放射線医学研究所および放射線審議会のあり方について

1. 放射線量に関してコロコロ変わる安全基準が国民の不信を呼びました。まず、原発事故当時、放射線審被ばく量をきめていた放射線審議会には東電副社長が加わっていました。非常に由々しき事態です。放射線医学研究所に関しても、私のような他分野の人間が見ても、研究機関として疑わしい行為が行われております。たとえば、**cancer research** や **carcinogenesis** という欧米トップジャーナル（医学）の論文を、ホームページ上で無署名で貶めようとする文章を掲載しており、政治機関のような振る舞いをとっています。本来なら研究員が同じ雑誌に投稿するか、それが拒否された場合、別のジャーナルで反論すべきです。明らかに研究者のルールを外しております。

[http://www.nirs.go.jp/data/pdf/i5\\_4.pdf](http://www.nirs.go.jp/data/pdf/i5_4.pdf)

あるいは、放医研は、約30年かかることで知られているアルファ線の発癌を、寿命2年のラット、マウスでプルトニウムの吸入実験でやっているという、素人目にも首をかしげたくなる論文も掲載されております。

[http://www.nirs.go.jp/report/nirs\\_news/9610/hik2p.html](http://www.nirs.go.jp/report/nirs_news/9610/hik2p.html)

<http://www.nsc.go.jp/senmon/shidai/kanhoubun/kanhoubun012/siryo3.pdf>

2. 単に組織を文科省と環境省の「共管」とするだけでなく、より開かれた監視ができるように、解体も含めて放射線医学研究所および放射線審議会のあり方を根本的に見直すことが問われていると思います。

## (2) 新しい原子力安全規制体系と法律案について

1. 40年廃炉の原則に関して、「長期間の運転に伴い生ずる原子炉等の劣化の状況を踏まえ、安全性を確保するための基準として環境省令で定める基準に適合していると認めるときに限り、20年を超えない期間であって政令で定める期間を限度として、一回に限り、延長の認可をすることができることとする」という例外規定が設けられていますが、削除すべきです。この深刻な福島第1原発事故の教訓を踏まえているとは考えられません。

●これは多数のパーツや配管などがある原子力施設において、金属劣化や中性子による脆化をすべて発見できるという「思い上がり」が前提とされています。

●しかも、基準を環境省令で簡単に変えられるので、なし崩しの延長につながる危険性が高いと考えられます。

2. 安全規制を緩和することで安全が高まるのか、効果が疑わしい記述が見られます。たとえば、「許認可審査の重複を排除すべく、設備の型式承認制度を設けるとともに、発電

用原子炉施設の設備等の変更のうち、災害の防止上支障がないことが明らかなものについて、届出制度を導入する」とあるが、誰が「災害の防止上支障がないことが明らかな」と判断するのか。いまや「やらせ」などで信頼を失っている電気事業者自身なのか。理解に苦しむ規定です。

3. 今回の福島第 1 原発事故がもたらした事態は、立地自治体と違って、電源三法交付金をもらっていない周辺自治体が放射能被害を受けたことです。「原子力事業者が防災業務計画の協議や事故事象の通報等を行うべき関係」について「周辺都道府県知事の要件を改正する」とだけあるが、周辺自治体および知事にも立地自治体と同じく、防災対策だけでなく、原発内部への立ち入りなどを含めた原子力協定を結ぶ権利を与えるべきです。

#### (4) 論点整理について

1. 「脱原発依存」が本会議の議論の前提であるとするれば、意見分類 I はそもそも論理的にはありえません。II～IVが選択肢であることは明らかなです。
2. 同時に、核燃料サイクル政策に継続可能性から原発の維持可能数が決まってきます。そこを無視した議論は意味がなく、極めて無責任です。

原子力委員会 新大綱策定会議（第 13 回）への意見

全国原子力発電所所在市町村協議会

これまで原子力発電所とともに歩んできた全国原子力発電所所在市町村協議会を構成する会員市町村から「原子力発電のあり方に応じた今後の重要政策課題の整理（案）」に関する意見が寄せられたので提出します。

**政策課題領域（１）福島第一原子力発電所事故への取組（オフサイト対策、オンサイト対策）**

- ・ 一般の事故に対するオフサイト対策を通じて得られた知見や課題等を適切に整理していただきたい。
- ・ リスクを含む諸課題に関して国民の理解が得られるか、リスクを低減する取り組みに関して将来の展望を示せるかを論点として整理していただきたい。

**政策課題領域（２）国民との信頼醸成のあり方**

- ・ 国民、とりわけ子供への放射線被ばくの影響についての不安を払拭すべく、十分な説明を行っていただきたい。
- ・ 福島事故以降、国への信頼の回復の必要性が今まで以上に叫ばれているにも関わらず、この度の原子力発電所の運転年数限度の唐突な発表とその後の発言のブレを見ても、国においては信頼回復を真摯に考えているのか首を傾げたくなる。立地地域始め国民に対して責任を持った対応、住民へのきちんとした説明責任を果たしていただきたい。
- ・ サイト外に放出された放射能で多くの県民が被ばくしている。東京電力はしっかりと責任を取らなければならない。

**政策課題領域（３）原子力政策を事業者、立地地域と共有していくための課題**

- ・ 防災計画や避難計画の策定、避難施設や避難道の整備などの防災対策について、国・電気事業者・自治体が協力し合って対応すべき。全国一律の基準ではなく、地形や気象条件など各サイトの条件を基に検討し、その対応の実現にかかるロードマップを示していただきたい。
- ・ また、これら防災対策の必要範囲がどの程度のエリアで必要か、あるいは最悪の事態を想定した場合、広域避難場所やルートなどの必要性を考えると、相当広範囲に及ぶことは明白であり、特に広域的な防災対策には国が関与していただきたい。
- ・ 国策により進められてきた原子力発電について、「防災対策は地元にお任せします」では、今後は通らない。技術的・専門的な検証や費用負担など国・電気事業者は主体的に行っていただきたい。
- ・ 立地地域では多大な負担を強いられてきた。「電源三法交付金制度」あるいは「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」に、立地地域にとってプラスとなる地域振興策、例えば、住民の「安心・安全」を充足するための事業や、自治体が自由な発想で付加価値的に実施する事業、あるいは立地自治体の安定的な財政運営を継続するための支援制度などを検討していただきたい。
- ・ 特に「電源立地地域対策交付金」にあつては、近年、用途拡大が実施されてきたところではあるが、より柔軟な対応ができるよう用途制限の撤廃あるいは一般財源化も視野に入れた制度改革について検討していただきたい。

#### 政策課題領域（４）安全規制行政の抜本的強化

- ・安全規制行政の見直しについて分離独立も含めて従来から要望してきたところだが、今回の原子力規制庁はどのような検討を経てどのように変わったのか、安全確保のために必要な人材確保は可能なのか示していただきたい。

#### 政策課題領域（７）核燃料サイクルシステム

- ・プルサーマルや高速増殖炉なども含めた核燃料サイクルの方向性について、今回の事故を踏まえた考え方を早急に示していただきたい。
- ・原子力発電については、各種会議等における議論を集約し、政府として当面の位置付け及び中長期的な方向性を立地自治体に対して早急に示していただきたい。
- ・今回の事故で与えた社会的影響は測り知れない程大きい、根本から見直さなければならない。

#### 政策課題領域（８）放射性廃棄物管理・処分のシステム

- ・使用済燃料及び高レベル廃棄物の管理・処分については、これまで立地自治体としても、使用済燃料が発電所内に置き続けられることが無いように早急な対応を要請してきたところであり、その必要性については今回の事故を受けても何ら変わるものではない。
- ・国は、中間貯蔵施設や最終処分場の建設などに関する具体的なスケジュールを示し、着実に進展するよう最善を尽くしていただきたい。

2012.2.7

伴英幸（原子力資料情報室）

1. 六ヶ所再処理の試験ならびに MOX 加工工場の建設の再開を待つべき

原子力政策を白紙で見直す作業をしているのに、六ヶ所再処理工場の試験再開が計画され、また MOX 加工工場の建設が再開されようとしている。これに関して、原子力発電・核燃料サイクル技術等検討小委員会の席上、六ヶ所再処理工場の運転再開を待つように原子力委員会は何らかのメッセージを出すべきではないかと問いかけた。これに対して以下のような見解が示された。

それぞれ事業者は自分が正しいと思う事業を行っているわけですので、それに対して、国として方針が決まればその方針に従って国は施策をとりますけれども、その施策がとられるまでの間は現在の施策に従ってそれぞれが活動を行っていくと理解してございます。事務局としては、政府として工事再開を止めるための指示をすべきだとは今考えてございません。

私は、順調に稼働しているものを止めて待てと言っているのではなく、2008 年からトラブル続きで止まっている上に、使用前検査に合格していない施設の試験再開を結論が出るまで待つべきだと主張したのである。

その後、1 月 31 日に、ガラス固化熔融炉で、熔融ガラスを抜き出す作業ができなくなるトラブルが発生した。日本原燃の川井吉彦社長「原因は分からない」としたうえで、原因の特定には「相当の時間がかかる」としながらも、試験再開時期は「変えるつもりがない」と同日の記者会見で述べている。

今回トラブルを起こしたのは、2008 年にトラブルを起こした A 炉でなく、「まっさらな状態」の B 炉の方でのトラブルだ。つまり、2 つある熔融炉の 2 つともがトラブルで停止したことになる。

その後、MOX 燃料工場の建設再開の意向も伝えられる。同工場は 2010 年 10 月に着工したばかりの施設だ。東北地方太平洋沖地震によって工事が中断している。進捗率はほぼゼロだ。

その地震によって福島第一原発が爆発し、原子力政策の白紙からの見直しが進んでいるところである。

ここで改めて、六ヶ所再処理試験再開・MOX 燃料工場の工事再開について、政府が政策を白紙から見直しているときに、トラブル続きで止まっている使用前施設の試験や進捗率がほぼゼロの工事の再開について、その結論が出るまで、中断状態を続けるべきとのメッセージを原子力委員会が出すべきと考える。

また、電気事業者はこれまで「再処理は国策」と言ってきたのだから、これが白紙から見直されている最中、トラブル続きで止まっている使用前施設の試験や進捗率がほぼゼロの工事の再開を、自主的に待つというべきではないか。

「再処理は国策」と言いながら、事業者のリスクで試験を再開するというのは、再処理継続という結論を強いるものと市民には映る。真摯に見直しの議論に参加するべきである。

また、電気事業者は、三村申吾青森県知事が2004年9月第8回新計画策定会議の折にも求めた再処理政策の変更に伴う使用済み燃料の持ち帰り、を聞いていた。再処理工場の建設中およびウラン試験後の数々のトラブルを考えれば、当然、使用済み燃料を持ち帰っても原子力発電が停止することのないように危機管理対策を進めているはずである。その現状をご説明願いたい。もし、持ち帰れないのであれば、それは事業者が負うリスクであり、政策変更に伴い原発が停止すると言うべきでない。

上記、危機管理対策に関連して、事務局には使用済み燃料の現状の貯蔵量と余裕、リラッキングによる容量増強の可能性などのデータを求めているが、いまだに出てこない。ここで改めて、電気事業者に資料提供の協力をお願いしたい。

## 2. 新大綱策定会議の仕切り直し

2月6日付朝日新聞朝刊のトップ記事に「原子力業界、1800万円寄付—新大綱策定3委員に」(14版)が載った(参考)。これでは原子力委員会が求める「原子力政策への国民の信頼」は到底のぞめず、不信を増幅するだけである。現行の新大綱策定会議は解散し、改めて原子力に利害関係のない人を委員として再スタートすることを提案する。その際、ドイツの倫理委員会が非常に参考になる。

## 3. 新大綱策定会議を福島県で開催することを提案

第5回新大綱策定会議で同会の地方開催を訴えたが、改めて福島で開催することを訴えたい。「革新的エネルギー・環境戦略」は、大震災後の視座として、従来の3Eに加えて「安心・安全」を掲げている。福島事故後の福島会合では、地元の方々の声をじっくりと聞く機会とし、「安心・安全」について議論を深めたい。

## 4. 安全規制の問題(資料への質問)

- (1) 原発に関しては施行まで10か月の猶予、また、バックフィットさせることが盛り込まれている。とすれば、運転期間40年を超える原発については、施行と同時に停止するとの考えか。あるいは、40年超が明らかであるので、法成立時に停止するような付則を付けるべきと考えるが、どうか。
- (2) 原子力安全調査委員会は5名の委員で構成されるとしているが、この中に市民セクターからの委員が入り、市民目線で規制庁の活動をチェックする必要があると

考えるが、どうか。

- (3) 同安全調査委員会の事務局を規制庁が担うのでは、独立性が担保できない恐れがある。事務局体制に関する見解をお聞かせ願いたい。
- (4) 法の諸改正によって原子力規制庁が設立されるが、さらに規則、省令、告示が作られて体系が出来上がる。ザル法との誹りを避け、絵に描いた餅にしないために、また、規制庁の独立性を確保するためにも、規則、省令、告示などを含めた体系を国会で議論することが、ぜひとも必要だ。見解をお聞かせ願いたい。

## 5. 論点整理（案）に関して

### (1) 安全性

### (2) 高レベル放射性廃棄物について

- ① そもそも処分の厄介な放射性廃棄物はこれ以上作り出さないことを基本とするべきだ。
- ② 意見分類のいずれの場合にも「最終処分に向けた取り組みを着実に進めることが重要」と纏めているが、これには異論がある。将来的に地層処分が有力な選択肢であるとしても、必ずしもそれが現行の処分計画を着実に進めることと同じとは言えない。すでに意見を述べいったんは整理(案)に書き込まれ、今は消えているが、「現在の地層処分の計画がもっとも安全な方法でベストかは疑問」である。
- ③ 「わが国における高レベル放射性廃棄物地層処分の技術的信頼性—地層処分研究開発第2次取りまとめ—」（通称2000年レポート）であらゆるケースを考慮して安全評価が行われているが、しかし、これは堆積岩500メートル、花崗岩1000メートルの地下に埋設した場合の安全評価である。他方、法律では300メートルより深い地層となっている。とすれば、地下深部の不確実性を考えるなら、同じ保守的な条件で300mの場合の安全評価が必要だ。
- ④ イギリスでは国が積極的に原子力政策を進めているというが、これは民間が原子力を放棄した結果であって、日本の参考になるか疑問だ。イギリスで電力の民営化を進めた時に、原子力部門は民間の引き受け手がなく、結局、国営会社を設立せざるを得なかった。さらにこの2社が経営破綻し、1社体制に移行した。核燃料サイクルではBNFLが事業破綻し、NDA（Nuclear Decommissioning Authority、原子力廃止措置機関）が設立された。
- ⑤ 日本では原子力は民間の事業であり、民間がいつその責任をもって、取り組みを強めるべきだ。これまで全国エネキャラバンや双方向シンポジウム、放射性廃棄物ワークショップなどが国の予算で行われてきたが、事業者みずからの積極的な取り組みは皆無といってよい。
- ⑥ 質問

第 12 回の資料 1-1、27P に NUMO 「高レベル放射性廃棄物地層処分の技術と安全性」－「処分場の概要」の説明資料－(2004)より改変として、下図(上)が載っている。数百万年後にベクレル数で最大を迎えるとしている。他方、同資料 6-40 には毒性指標として下図(下)が添えられている。この図では 2 万年後くらいから生物圏への漏えいが始まり、100 万年ほど後にピークとなり、ほとんど減らないままに 1 億年後までその状態が続く。どのように改変したのか、詳細を教えてください。

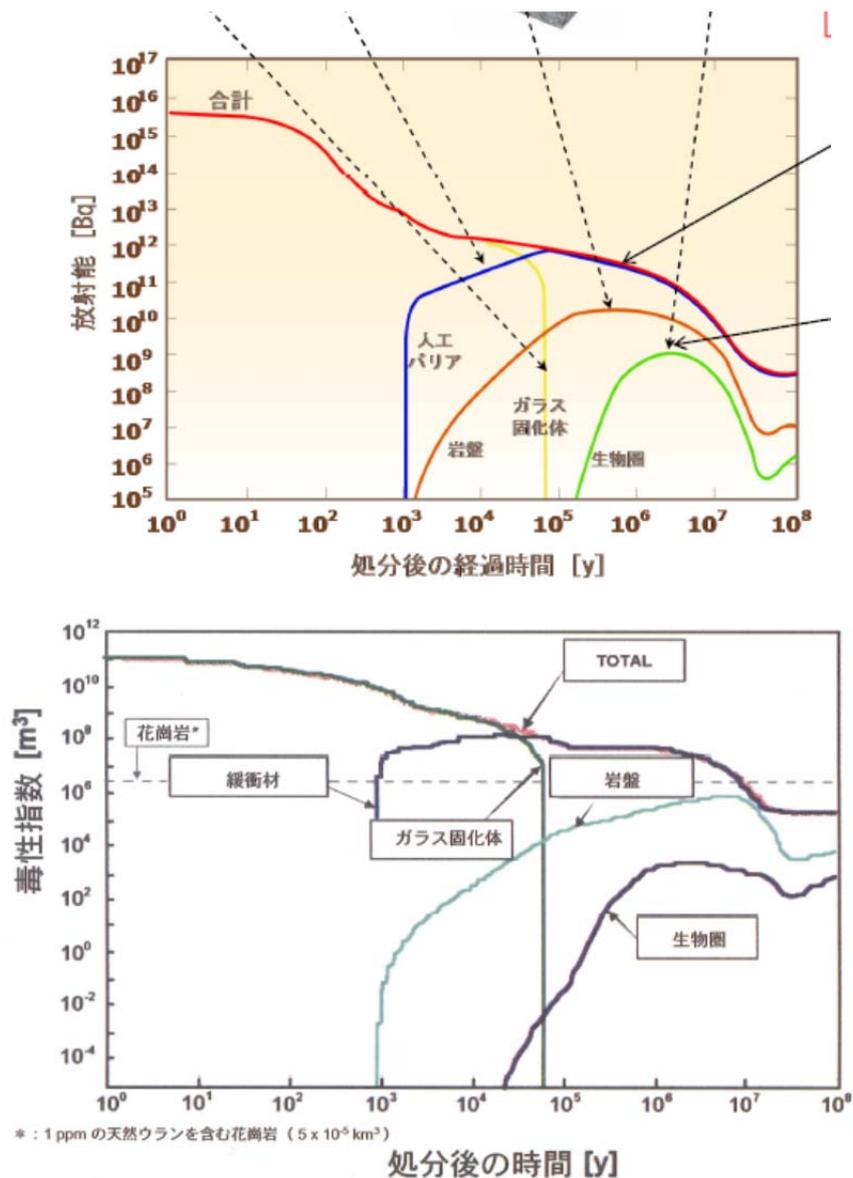


図 6.4.3-4 各バリアに存在する放射性核種に対する毒性指数の時間変化 (Umeki and Smith, 2002 を和訳)

